



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 働くママさん必見！ 出産・育児でもらえる手当

はじめに

平成 17 年より、日本の人口は減少局面に入っております。少子化問題は、日本の将来にとって大変重要な課題となっていることは、皆さんご存知の通りかと思えます。少子化問題の解決のため、次世代の社会を担う子供たちを、安心して生み、育てるための施策が数々講じられておりますので、今回はそちらをご紹介します。

1. 得する手当・免除など

<①出産手当金> ☆全国健康保険協会 ☆

被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日以前 42 日から出産の翌日以後 56 日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。支給される金額は、支給開始日以前の 1 年間における標準報酬月額平均の 3 分の 2 が目安となります。

<②出産育児一時金> ☆全国健康保険協会 ☆

被保険者及びその被扶養者が出産された時に、全国健康保険協会へ申請すると、1 児につき 42 万円が支給されます。なお、双子なら 2 倍！三つ子なら 3 倍・・・と支給されます！

<③育児休業給付金> ☆公共職業安定所 ☆

一般被保険者が 1 歳又は 1 歳 2 か月未満の子を養育するために育児休業を取得して、賃金が減ってしまった場合に貰える手当になります。※別途、勤務日数等詳細な条件あり

育児休業給付金の支給額は、支給対象期間 (1 か月) 当たり、原則として休業開始時賃金日額 × 支給日数の 67% (育児休業の開始から 6 か月経過後は 50%) 相当額となっています。

<④児童手当金> ☆各市区町村 ☆

児童手当金 (旧子ども手当) は子供が中学校を卒業するまで、毎月支給される手当になります。子供の年齢、人数、あるいは受給者の所得によりですが、月額 5 千円～1 万 5 千円ほど支給されます。申請する各自治体により、多少内容がことなりますので、ご確認ください。

<⑤乳幼児医療費助成> ☆各市区町村 ☆

国民健康保険や健康保険など各種医療保険の自己負担分が助成されます。医療保険の対象となる医療費、薬剤費等に限られますので、健康診断、予防接種等は対象外となります。こちらも児童手当同様、各自治体により詳細な内容が異なる可能性がありますので、ご注意ください。

<⑥高額医療費> ☆全国健康保険協会 ☆

基本的には妊娠・出産に関わる費用は自費診療となります。しかし、陣痛促進剤を使用した場合や帝王切開を行った場合、止血のための点滴を使用した場合や無痛分娩の麻酔を使用した場合など、高額医療費の適用対象となるケースもございます。是非確認してみましょう。

<⑦社会保険料の免除等>

育児休業期間、平成 26 年 4 月から、産前産後休業期間につきましても、社会保険料が免除されます。これらの期間中に働いてしまうと免除を受けられなくなってしまう可能性がありますので、ご注意ください。また、先にご紹介している手当金などには、所得税はかかりませんので、そういった部分でもお得になります。

2. モデルケース

A 子さん (30 歳/月々の給与 25 万円/東京都) がこのたび結婚をし、妊娠、出産 (1 人) をした場合・・・

<産前・産後 (98 日間)> ◎出産育児一時金：420,000 円 ◎出産手当金：566,440 円 (※期間合計) ◎社会保険料免除額：109,755 円 (※期間合計)	
<育児休業 (488 日間)> ◎育児休業給付金：2,267,408 円 (※期間合計) ◎社会保険料免除額：585,360 円 (※期間合計)	
⇒合計：3,948,963 円 ※期間合計の理想値	

おわりに

先日筆者の妹に子供ができて・・・本稿ではこういったテーマを取り上げてみました。ご参考になれば幸いです。

(担当：野村)